

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第18号によって進めます。

日程第1、議第8号「令和3年度尾花沢市一般会計予算」から、日程第7、議第14号「令和3年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」までの7案件を一括議題といたします。

この際、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長。

[予算特別委員長 鈴木由美子 議員 登壇]

◎予算特別委員長(鈴木由美子 議員)

おはようございます。今定例会において、当予算特別委員会に付託されました、令和3年度一般会計予算をはじめとする予算議案7案件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当予算特別委員会は、去る3月9日、10日の2日間にわたり、議場において、委員全員による予算特別委員会を開催し、当局から、市長、副市長、各行政委員会の長、並びに各課長等の出席を求め、総括質疑を行いました。

付託されました7案件の予算案について、慎重に審査し、終始活発な質疑応答がなされました。さらに、審査の慎重を期するため、各常任委員会を母体とする2つの分科会を設置し、これに付託の上、去る10日から、それぞれの分科会において、詳細に審査を行ったところであります。

その分科会における審査の結果につきましては、昨日の特別委員会において、各分科会委員長から、それぞれ詳細に報告がなされたところであります。

さて本市は、ここ数年出生数が大幅に減少するなど、人口減少、少子高齢化が急速に進んでおりますが、この流れに歯止めをかけるべく、子育て支援や定住、移住施策など、分野を超えて多方面から、さまざまな事業に取り組んではいるものの、全国的な潮流の中で、この流れを止めることは、非常に困難であると思われまます。このような状況を打開するため、今置かれている現状をしっかりと把握した上で、先を見据えた計画、目標に向かって、施策を確実に進めていくことが重要であり、また今後の社会情勢に合わせ、どのように歩みを進めていくのか、戦略を練り、解決策を生み出し、市民とともに積極的に取り組むことが、今後の未来の尾花沢をつくるための鍵だと考えられます。

令和3年度は、第7次尾花沢市総合振興計画の初年

度となります。「このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻む まち尾花沢」を将来像とした5つの政策の柱に沿った各種施策を展開し、本市の重要、最重要課題である人口減少問題などにも、しっかりと対応していくことを強く望むものであります。

それでは、示されました新年度予算案に対する総括質疑の概要について、その特筆すべきものについて申し上げますが、当予算特別委員会は、全議員で構成しておりますので、詳細については割愛をさせていただきます。

まず、一般会計歳入について申し上げます。

地方交付税については、前年度比で9,900万円の減率にして2.4%の減少が見込まれることから、今後も厳しい財政状況が続くものと予測されます。

また、市税については、新型コロナウイルス感染症による経済状況の影響を受け、市民税、入湯税の減少や、評価替えによる地価の下落に伴い、固定資産税の減少が見込まれることなどから、市税全体の予算額は、前年度比9%の減少となりますが、自主財源の根幹をなす市税の確保に向けて、コンビニ収納やキャッシュレス決済、夜間納税相談など、納税環境の向上に努めることにより、さらなる収納率の向上が図られることを期待するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

本市の財政状況については、先ほど申し上げたとおり、市税が前年度比で減少することに加え、地方交付税の減額などにより、厳しい財政事情が続くものと思われまます。

令和3年度は、限られた財源の中ではありますが、これまでの事業の効果と検証をしっかりと行いながら、第7次総合振興計画の重点プロジェクトが目指す、ライフステージごとに変化する市民ニーズに寄り添い、生涯にわたり暮らしやすさを実感できるまちづくりを一層推進されるよう期待するところであります。

まず、第2款総務費に関して申し上げます。

新規通学路線バス開設事業については、電車を利用する高校生の通学時間に合わせた路線バスとして、市役所から大石田駅間を運行し、高校生の通学の足の確保を目指すというところでありますが、バスを利用する高校生が市役所前で待つことを想定し、悪天候時にも対応できるよう、ベンチの設置や庁舎内での待合について、今後検討されるよう要望したところであります。

ふるさと暮らし応援事業については、空き家を増やさない対策への取り組みを強化していくとのいうこと

から、新築住宅助成においては、市内での住宅の建て替えに対する加算を新たに加え、また、消融雪装置設置助成については、除雪機械購入費の助成額を拡充するなど、今後とも引き続き、定住、移住に結び付くよう、事業を推進するとともに、幅広く、丁寧で分かりやすい周知に努められるよう要望したところであります。

ふるさと尾花沢応援基金事業について、さらに多くの寄附をお寄せいただくため、専門雑誌への掲載やプロの写真家の活用など、PRを強化していくこととありますが、引き続き取り組みを進められ、今後さらなる寄附額の増加につながるよう要望したところであります。

また、本市ふるさと納税返礼品の主力となる農産物については、生産者にも大きなメリットがあり、本市農業振興にもつながっていることから、今後さらなるブランド化を進め、寄附者に高い評価をいただけるような返礼品となるよう要望したところであります。

次に、第3款民生費に関して申し上げます。

病児・病後児保育事業については、対象児童のいる保育園や小学校に向け、事業周知の案内をしているとのこととありますが、保護者には事業内容が十分に浸透していないことから、利用促進に向け、より分かりやすい周知に努められるよう要望したところであります。

次に、第4款衛生費に関して申し上げます。

重粒子線がん治療支援事業については、令和3年8月に本格稼働する山形大学医学部東日本重粒子センターにて、重粒子線がん治療を行った費用のうち、公的医療保険適用外の治療費の助成であるとのこととありますが、画期的な支援制度であることから、今後支援の対象については、さらに精査して対応されるよう要望したところであります。

次に、第5款労働費に関して申し上げます。

じもと就職応援スタートアップ激励金については、事業承継、新規就農などの一部の就職者を除く、市内企業に就職した新卒者に対し、激励金を交付するものであり、人材確保に苦慮している市内企業への支援にもつながる事業であるとのこととありますが、今後社会情勢を考慮しながら、支援対象者等の拡充も検討されるよう要望したところであります。

また、若者の地元定着が期待される事業であることから、さらに積極的な情報提供に努められるよう要望したところであります。

次に、第6款農林水産業費に関して申し上げます。

儲かる農業支援事業については、令和元年より、スイカ栽培にスマート農業技術を取り入れるための実証実験に取り組まれているということとありますが、ICT、IoT技術を活用した農業を普及することが、本市の農業の活性化に必要であることから、農業移住者も含め、農業に取り組んでいる若者の積極的な活用を図り、さらに事業推進されるよう要望したところであります。

荒廃農地リニューアル事業については、主に畑の活用を想定しているとのこととありますが、山間部の荒廃農地については、鳥獣被害にあう可能性が非常に高く、再生した農地が再び荒廃する恐れもあることから、鳥獣被害対策をしっかりと確立した上で事業に取り組まれるよう要望したところであります。

次に、第7款商工費に関して申し上げます。

徳良湖築堤100周年記念事業については、花笠踊りの基となった、どんづき唄の保存PRプロジェクトをはじめ、数多くの事業が企画されているとのこととありますが、築堤100周年を記念するこの取り組みを後世に残し、継承してもらうことが重要であることから、市民をはじめ、未来を引き継ぐ子どもたちや、多くの団体からも参加していただき、徳良湖築堤100周年を大いに盛り上げる事業となるよう要望したところであります。

次に、第8款土木費に関して申し上げます。

除雪基地整備事業については、旧明徳小学校跡地に新たな除雪基地を整備するため、校舎を解体することとありますが、工事にあたっては、地元住民や保育園保護者などに十分な説明をされるとともに、廃材の飛散防止や工事車両の往来についても、安心、安全な対策を講じられるよう要望したところであります。

道路新設改良事業については、荒楯臈気線の道路改良に向けた測量設計を進めるとのこととありますが、荒楯臈気線は大型車の交通量も多く、物流効果の観点からも大変重要な路線であることから、除雪や安全面を十分考慮されるよう要望したところであります。

次に、第9款消防費に関して申し上げます。

消防団員等報酬については、災害出動手当、警戒出動手当、訓練出動手当について見直しを図るとのこととありますが、消防団活動において、毎月の火災予防の広報活動をはじめとした予防消防は、非常に重要であることから、現状を鑑み、今後広報手当の増額についても検討されるよう要望したところであります。

次に、第10款教育費に関して申し上げます。

奨学金返還支援事業については、おもたか奨学金の

貸与を受けた児童、生徒が本市に就職し、住み続けた場合に、奨学金返還を免除する事業であるとのことでありますが、今後免除の条件については、十分検討されるよう要望したところであります。

また、子どもたちのふるさと回帰の意識を高める事業でもあることから、地元定着、定住促進につながるような事業となるよう要望したところであります。

芭蕉、清風歴史資料館特別展については、令和3年は鈴木清風の没後300年、徳良湖築堤100周年、上の畑焼復興40年を迎える年となり、鈴木清風没後300年の特別展のほか、それぞれを記念した特別展を企画しているとのことでありますが、市民の皆さんが鈴木清風像について、芭蕉との関係性も含め、多角的に理解できるような特別展になるよう要望したところであります。

以上、付託された予算議案7案件に対する審査の過程について申し上げましたが、当予算特別委員会としては、令和3年度尾花沢市一般会計予算をはじめとする予算議案7案件については、全会一致を以って、いずれも、原案のとおり可決すべきであるとの決定をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

また、予算議案の審査に当たり、詳細なる資料を提出され、誠心誠意、説明にあたられた市当局、そして、真剣に審査にあたられた委員各位に対し、深く敬意を表するとともに、衷心より感謝を申し上げます。

結びに、3月末日をもって退職されます職員の皆様には、これまで、本市の発展にご努力されてきたことに、深く感謝を申し上げます。退職後も尾花沢をこよなく愛されますとともに、今後とも本市の発展にご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。誠にありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

この際、申し上げます。予算特別委員長に対する質疑ですが、予算特別委員会は全議員で構成していることから、これを省略いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、採決いたします。まず、議第8号「令和3年度尾花沢市一般会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第8号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第9号「令和3年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第9号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第10号「令和3年度尾花沢市簡易水道特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第10号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第11号「令和3年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第11号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第12号「令和3年度尾花沢市農業集落排水特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第12号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第13号「令和3年度尾花沢市介護保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第13号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第14号「令和3年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第14号は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、一般議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第8、議第15号「尾花沢市おもたか奨学金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第26、議会案第1号「尾花沢市議会議員政治倫理条例の設定について」までの、19案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、19案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第8、議第15号「尾花沢市おもたか奨学金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第15号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第16号「尾花沢市社会教育条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第16号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第17号「尾花沢市地域福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第17号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第18号「尾花沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第18号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第12、議第19号「尾花沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第19号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第20号「尾花沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第20号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第14、議第21号「尾花沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第21号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第15、議第22号「尾花沢市路線バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第22号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第16、議第23号「尾花沢市徳良湖周辺施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第23号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第17、議第24号「尾花沢市消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第24号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第18、議第25号「尾花沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第25号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第19、議第28号「尾花沢市障がいのある人も共に生きるまちづくり条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野隆一議員。

◎7番(青野隆一議員)

私の知る限りですけれども、県内で同じような条例を制定している自治体は、山形県をはじめ、米沢市など8自治体ございました。全て条例読ませていただきましたけれども、その上で3点お伺いをいたします。

まず第1条の目的でありますけれども、地域共生社会という文言を使っております。ほかは全て共生社会となっております。地域共生社会と共生社会というのは、どう違うのか。尾花沢市が地域共生社会とした理由について、お聞かせをいただきたいと思っております。

2点目でありますけれども、米沢市、酒田市、高畠町、真室川町、川西町と、ほとんどの自治体が、共生する社会の実現に向けた具体策として、広報及び啓発、就労支援、建物その他の施設の管理、意思疎通の充実などを、具体的に条文化をしております。本市の条例

でも明文化をすべきというふうに思いますが、どのようなお考えかお尋ねをいたします。

3点目であります、条例というのは、地方公共団体が、その実施権に基づいて、法令の範囲内で議会の議決によって制定をする法とされております。国で言えば法律であります。そうした意味で、議会の上程にあたっては、審査をし議決をする議会に対する説明責任が必要不可欠と思っておりますが、いかがお考えでしょうか。以上、3点お伺いをいたします。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

青野議員からは、尾花沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例についてのご質問をいただきました。

まずあの地域共生社会と共生社会のその違いと申しますか、本市のその条例の特徴ともいえるかと思っておりますので、この件についてまずご説明いたします。他の自治体も含め、国も単にその共生社会という文言を広く使用しているようです。本市のその地域ということを加えることで、地域の相互扶助や支え合いの機能、生活のさまざまな場面で、障がい者のみならず、高齢者、子ども、ひとり親家庭など、全ての住民を含んだ形となっております。この考えについては、老人健康福祉、あるいはあの介護保険計画のベースとなるもので、国では社会制度上の縦割り、支え手と受け手という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりの生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、地域共生社会を目指すとしております。これあの、福祉プランを作成する時の委員会の中でも、これを議論させていただいて、この条例についても議論していただきました。この策定委員会の方から、障がい者と健常者という、その支え手と受け手という関係だけでなく、地域丸ごとというような、このような表現のほうがより良いのではと、というようなことのご意見もいただいて、あえて尾花沢らしさと言いますか、地域共生社会としたところであります。

それから2番目のご質問で、あの他の自治体は、よりこう具体的な施策と言いますか、そのところも含めて、条例に盛り込んでいるというようなご質問です。仰るとおりに、そういう作り方と言いますか、している自治体も多々あります。本市においては、先ほども申し上げた、尾花沢市障がい者プランを今年度策定して、来年度から始まるわけですけれども、この策定年

度であったがゆえに、この条例も一緒に検討させていただいた。そのプランの中には、具体的に先ほどあの議員のほうからご質問のあった具体的な内容をここで盛り込んでいくといった作りになってます。これに関しては、毎年検証を行って、PDCAで回していくと。検証しながら、より良いものにしていくといったことになってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この条例そのものは理念条例でありますけれども、こういったプランとセットで、今後もさらに充実させてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

条例を作る時のその議会への説明という部分で、今回その機会がなかなか機会を取れませんでしたこと、お詫び申し上げます。今後、新たなこういった新しい条例ですとかについては、全協なりご説明申し上げるような、そして一緒にご議論いただくような形で進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

地域共生社会という、これは尾花沢市として、特色のある1つの目指すべき姿ということでありました。中身につきましては、障がいを持つか持たないかということだけではなくて、幅広い地域ぐるみの共生社会を作っていくんだという説明でありましたので、その点については了解をしたいと思ひます。

次に、文言について、条文に私は明記をしたほうがいいんじゃないかなというふうに申し上げました。今、課長からありましたように、尾花沢市障がい者福祉プラン概要版を読まさせていただきますと、私が申し上げた、条文にしてはどうかという文言については、全てこれに入っているということでございます。要は、これからのその尾花沢で言う地域共生社会、どう作っていくのか。その実現が目標でありますので、ここに書いてある障がい者プランの、より一層の実効性のある進め方を、しっかりと前に進めていっていただきたいということで、了解をしたいと思ひます。

3点目の議会に対する説明責任ということでございますけれども、地方公共団体というのは、執行機関の長の首長と、議事機関である議会議員を、それぞれ住民が直接選挙で選ぶという、いわば二元代表制を取っております。市民に対して、双方が責任を負うということについては、市長は提案をする、我々議員は賛成か反対かをする、というふうなだけの関係ではなくて、

お互いがしっかりとこの話し合いをとおして、市民に対してより良いものを作っていくんだという、私はそういう共同作業だというふうに思っております。そのことが結果として、双方とも市民の付託に答えるということになるんだというふうに捉えております。そうした意味で、先ほど課長のほうからもありましたけれども、条例のやっぱり出し方について、もう少し丁寧な、議会に対する説明責任を果たすべきだというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、新しい条例、新しい考え方、あるいは施策、事業等々、重要なものについては、全協なり、委員会なりということで、ご相談させていただいて、丁寧に進めさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

これはこの条例に関してだけではなくて、やはり当局側と議会側と、これから特に条例という、これは先ほど申し上げましたように、国の法律に値するような、やっぱり市民生活の理念条例とはいえ、そういったものが含まれております。そうした意味で、やはり議会のほうでも委員会制を取っておりますので、そうした議会とのしっかりとした話し合いを、説明責任を果たしていくということを基本にしながら、今後ともそういった俄かにこの出してくるような形ではなくて、事前に議会との話し合いをぜひ多く持ちながら、市民に対する、やっぱりしっかりとしたものを提示していく、お互いの責任において進めていきたいということ強く申し上げて、要望申し上げたいというふうに思ひます。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第28号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第20、議第31号「尾花沢堆肥センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第31号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第21、議第32号「尾花沢市運動公園の指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第32号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第22、議第33号「権利の放棄について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野隆一議員。

◎7番(青野隆一議員)

今回、権利の放棄、債権の放棄ということで、議題となりました。これまでも、決算のたびごとに、この長期にわたる市の債権について、債権管理条例を作りながら、やっぱり下ろすものは下ろす、そして徴収するものはしっかりと徴収をしていく、そういったきちんとした収納の確立を図ってはどうかという意見が、議会でもたびたび出されております。

私は今回のこういった、いわば所在不明、債権の時効後、長年経過したということによって、債権回収が著しく困難になると。私の知る限りでは、平成5年の

冷害に関わる米の取得に対する時の返済が滞っていることに、20年以上、30年近く経つものもございます。

私はこういった議会の議決を経て、やはり相当な判断をしながら、整理をしてくれたらなと思いますけれども、そういったことにつきましても、今後どのように考えておられるか、お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

会計管理者。

◎会計管理者(間宮明君)

お答えいたします。収納対策本部の事務局が会計課であることから、滞納債権につきまして私のほうからご説明させていただきたいと思っております。

まずこの議第33号の権利の放棄についてですが、簡易水道使用料の未収金は、まず私法上の原因に基づいて発生した債権、滞納債権でございます。私法上の債権は、未納のまま時効期間が経過した場合であっても、債務者の時効の援用、いわゆる時効によって債務が免れる債務者が、時効完成の利益を受ける旨の意思表示をすることが得られなければ、債権が消滅しません。よって、債務者が行方不明などにより、援用できない場合は、債権者である市が、債権の放棄を行わない限り、原則として債権は消滅しません。ですが、本来は私法上の滞納債権の未集金回収については、少しでも可能性がある限り、慎重に期して安易に放棄はできないこととなっております。しかしながら、あの今回の議第33号の権利放棄に関する簡易水道使用料の未収金については、これまで督促、そして催告、交渉、そして調査、所在調査などを行って、徴収努力をこれまで行ってきましたが、すでに債務者が行方不明、さらにかつ相続人があることが明らかでないことから、債権放棄をして、債権整理をするため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき上程し、ご審議していただくことになった次第でございます。

先ほど青野議員からご質問のありました、米の自家用飯米売払代金につきましては、今現在債務者がいるということで、債権放棄に当たらないということで、今のところ、今回の簡易水道の使用料の未収金の議第33号の権利放棄のみというふうになったところでございます。以上です。よろしくお願いたします。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

税外収入については、確かにその民法等々の制約があつて、なかなかその債権放棄ができないという実情は、よく分かります。そうした意味で、他市でも債権

管理条例ということで、市の、自治体のルールを決めて対応していくというのは、1番私は望ましいと思うんですが、なかなかそこまで、この財政規模のところでは、債権管理条例まで設置をしていくということでは少ないということでございます。これまでも弁護士等々とも、さまざまな相談をしながら、収納対策をやってきました。毎回そう言いながら、その職員の皆さん方も、10年も20年も経ったものを毎年この請求をして、なかなかその収納率が上がらないという、毎年決算の状況の報告がございます。今、会計管理者からございましたけれども、いろんな意味で、収納対策本部を中心にしながら、今後ですね、やっぱり市の方針として、こういうものについてはこういうふうな考えで、やはり説明をいただければ、議会としての承認というのは、私はいただける事項というはあるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういった観点から、さらに事例を精査しながら、こういったことについても、市の収納対策として、ご検討いただきながら、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第33号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第23、議第34号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、日程第25、議第36号「人権擁護委員の推薦について」までの3案件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。議第34号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、議第36号「人権擁護委員の推薦について」までの3案件については、人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、3案件については、

質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

まず、議第34号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は、これを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第34号は、これを同意することに決しました。

次に、議第35号「人権擁護委員の推薦について」を採決いたします。

本案は、これを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第35号は、これを同意することに決しました。

次に、議第36号「人権擁護委員の推薦について」を採決いたします。

本案は、これを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第36号は、これを同意することに決しました。

次に、日程第26、議会案第1号「尾花沢市議会議員政治倫理条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会案第1号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第27、「各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の調査について」を議題といたします。

皆様方のお手元に配付いたしております申出書のとおり、各常任委員長、及び議会運営委員長から、所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長、及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

この際、申し上げます。皆様方のお手元に配付いたしておりますとおり、市長、議会運営委員長及び各常任委員長より、「尾花沢市課制条例の一部を改正する条例の制定について」から、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」までの9件の議案が提出されております。

お諮りいたします。これら9件の議案を日程第28から日程第36とし、本日の議事日程に追加したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、9件の議案は、本日の議事日程に追加することに決しました。

これより、追加議案の上程を行います。

日程第28、議第37号「尾花沢市課制条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第36、議会案第5号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」までの9案件を一括上程いたします。

この際、市長より、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

本定例会に追加提案いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第37号「尾花沢市課制条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、組織、機構の見直し等により、条例の整備を図るため提案するものです。

議第38号「尾花沢市市有財産の管理及び処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、本市の定住促進や地域活性化を促進することを目的とした、尾花沢市定住促進住宅用地の貸付及び譲渡に関する条例の制定に伴い、条例の整備を図るため提案するものです。

議第39号「尾花沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものです。

議第40号「尾花沢市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、介護保険法等の一部改正及び第8期介護保険事業計画の策定に係る、事業計画期間の更新に伴い、条例の整備を図るため提案するものです。

議第41号「第7次尾花沢市総合振興計画基本構想について」ですが、市民、議会、行政の協働によるまちづくりの指針である、第7次尾花沢市総合振興計画基本構想を定めるため提案するものです。

以上が、今定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、本件につきましても、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいようお願いを申し上げます、説明を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

次に、議会運営委員長より、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青野隆一 議員 登壇〕

◎議会運営委員長(青野隆一議員)

議会案2案件を提出するにあたり、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議会案第2号「尾花沢市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。市の組織、機構の見直し等により、条例の整備を図るため提案するものであります。

次に、議会案第3号「尾花沢市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」であります。本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護などを明文化し、出産について産前、産後期間にも配慮するとともに、また行政手続等において、市議会に対する請願に係る署名、押印の見直しを図るため提案するものであります。

以上が、提案理由であります。本案件に対し、何とぞ議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎議長(大類好彦議員)

次に、総務文教常任委員長より、提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小関英子 議員 登壇〕

◎総務文教常任委員長(小関英子議員)

議会案1案件を提出するにあたり、提案理由の説明を申し上げます。

議会案第4号「安心・安全で、ゆきとどいた教育の実現のために早急に30人学級の実現を求める意見書」の提出について申し上げます。

本案は、コロナ禍において子どもも学校も多くの不安と心配を抱える中、一人ひとりの子どもに向き合い、きめ細かな指導を充実させるため、また、教室での密集状態を避けるなど、ゆきとどいた教育の実現のために、早急に30人学級の実現を求め、国に対して、意見書を提出するものであります。

以上が、提案理由であります。本案件に対し、何とぞ議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎議長(大類好彦議員)

次に、産業厚生常任委員長より、提案理由の説明を求めます。産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 奥山 格 議員 登壇〕

◎産業厚生常任委員長(奥山 格 議員)

議会案1案件を提出するにあたり、提案理由の説明を申し上げます。

議会案第5号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について申し上げます。

現在の山形県最低賃金では、個人が自立して生活を維持することは困難な状況であり、現下のコロナ禍において、雇用を守ることはもちろん、時給改善など人間らしく働ける条件を確保することが必要です。また、中小企業、小規模事業者も、思いきった支援の拡充なしには最低賃金の改善ができず、より大胆な改善を行うことが求められています。

コロナ禍によって、最低賃金の全国一律化が求められており、生まれ育った地域で働き、生き続けられる地域社会をつくるためにも、地域間格差をなくしていく方向をめざすべきであることから、国に対して意見書を提出するものです。

以上が、提案理由であります。本案件に対し、何とぞ議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎議長(大類好彦議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第37、議第37号「尾花沢市課制条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第45、議会案第5号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」までの9案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、9案件の審議につ

いては、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第37、議第37号「尾花沢市課制条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第37号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第37号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第38、議第38号「尾花沢市市有財産の管理及び処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第38号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第39、議第39号「尾花沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第39号は、原案

のとおり決しました。

次に、日程第40、議第40号「尾花沢市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第40号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第41、議第41号「第7次尾花沢市総合振興計画基本構想について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野隆一議員。

◎7番(青野隆一議員)

これから10年間の尾花沢市の政策のあり方、最高法規の提案されております。これまで、さまざま苦労の中で、ここまでやってこられたことに対して、敬意を表したいというふうに思います。今配付されたわけで、私全文を読んでないんですが、あの何か変更された点があるのかどうか。あれば説明お願いしたいと。

もう1点ですけれども、これに書いてあるのかもしれませんが、確か流雪溝の整備率について、目標値があったかと思うんですが、どこに記載されているのか。合わせてお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

お答え申し上げます。基本構想につきまして変わった点はございません。それから流雪溝の整備率でございますけれども、資料をお渡ししてございます。こちらの資料のほうの基本計画にございまして、整備率のほう、目標の整備率のほうを80%ということで、改正をさせていただいてございます。

◎議長(大類好彦議員)

そのほか、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第41号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第42、議会案第2号「尾花沢市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会案第2号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第43、議会案第3号「尾花沢市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会案第3号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第44、議会案第4号「安心・安全で、ゆきとどいた教育の実現のために早急に30人学級の実現を求める意見書の提出について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議会議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会議案第4号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第45、議会議案第5号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議会議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会議案第5号は、原案のとおり決しました。

重ねて、お諮りいたします。ただ今、議決されました意見書の提出先、及び字句の整理等については、議長にご一任願いたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書の提出先、及び字句の整理等については、議長に一任することに決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。

慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

3月定例会の閉会に際し、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、去る3月2日から18日間の長きにわたり、慎重にご審議を賜り、提出しました令和3年度予算並びに各種重要案件について、原案のとおりご可決、ご承認いただき厚く御礼を申し上げます。

今定例会において、新型コロナウイルス感染症ワク

チン接種をはじめ、保育所のあり方、定住対策や豪雪対策等について、多くのご意見を頂戴いたしました。引き続き市政全般について市民の皆様のご意見をお聞きし、共通認識を築きながら市政運営に努めてまいります。審議をとおして賜りましたご意見やご要望については、今後の市政運営に十分反映しながら取り組んでまいります。

去る3月11日、東日本大震災から10年の節目を迎え、友好都市岩沼市の追悼式に出席してまいりました。かつて経験したことのない大きな地震と津波で、東北は大きな打撃を受け、当時は大変な状況にあったことを思い出します。また、友好都市である岩沼市は、着実に復興が進んでいることを実感しました。今後とも友好の絆と交流を深め、お互いに支援を続けていきたいと思っております。

施政方針の中でもお示しましたが、新年度からは、尾花沢市第7次総合振興計画がスタートします。今定例会で議決いただきました基本構想のまちの将来像である、「このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現に向け、キラリと光る産業のまち、ふるさと愛を育むまち、健康長寿と絆のまち、暮らしやすく住み続けられるまち、笑顔の花咲く交流と協働のまちの5つの政策の柱を基本目標に、本市が将来にわたって持続的に発展できるよう、誠心誠意努力してまいります。

雪解けとともに、春の息吹を感じる季節となりました。まだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様には、くれぐれもご自愛いただき、市政発展に尚一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会にあたっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、本日の会議を閉じます。これをもって、3月定例会は閉会となりますが、今年度をもって退職される職員の皆様、長い間大変お疲れ様でございました。皆様方のこれまでのご功勞に対しまして、議会を代表し、心より感謝と御礼を申し上げます。

退職された後も、健康に留意されまして、これまでの経験を活かし、引き続き市政発展や地域の活性化にお力を発揮していただきたいと思います。大変ありがとうございました。

以上をもって、令和3年3月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前11時22分